



## 新自己資本比率規制案 (株式関連)

制度調査部  
吉井 一洋

リスク・ウエイトを引上げ

### 【要約】

2004年10月28日に金融庁は新しい自己資本比率規制に関する告示(規則)の素案を公表した。新規制は、原則として、2007年3月期又は2008年3月期から適用される。

銀行等の保有株式の場合、標準的手法ではリスク・ウエイトは100%のままだが、内部格付手法では、リスク・ウエイトが引き上げられている。内部格付手法でのリスク・ウエイトの下限は、VAR等を用いるマーケット・ベース方式では上場株式200%、非上場株式300%となる。融資と同じ公式でリスク・ウエイトを計算するPD/LGD方式では、政策保有株式等はリスク・ウエイトの下限は100%だが、それ以外の株式の場合は、上場株式は200%、非上場株式は300%が下限となる。

ただし、内部格付手法による場合でも、2004年9月30日までに取得したものは、2014年6月末までは標準的手法の100%のリスク・ウエイトが適用される。

株式等の定義、ファンドやヘッジの取扱いについては、告示素案ではまだ不明な点が多く、今後の検討に委ねられている。

2004年6月26日、バーゼル銀行監督委員会は、新しい自己資本比率規制(いわゆる新BIS規制)を公表した。これを受け、金融庁は10月28日に、新しい自己資本比率規制に関する告示(規則)の素案を公表し、11月30日まで意見を募集した。

告示素案の概要に関しては、11月30日付のDIR制度調査部情報「新自己資本比率規制の素案公表」で紹介している。

今後は、2005年1月以降に、寄せられたコメントを踏まえて見直した後の告示案を公表し、2004年夏ごろに最終の告示を公表する予定である。

新規制(規則)は、原則として、2007年3月末から適用される。融資等の内部格付手法やオペレーショナル・リスクの算出方法として先進的な手法を用いている銀行の場合は、2008年3月末から適用される。

本レポートでは、告示素案の内容のうち、銀行の保有株式等に関する部分をとりとめる。

### 1. 株式等エクスポージャーの定義

新規制の告示素案では、銀行の信用リスク規制の対象となる「株式等エクスポージャー」の範囲を、以下の(1)～(4)のように定義している。

(1) 株式又は次の要件を全て満たすものは、株式等エクスポージャーであるとみなされる。

償還されないこと(2004年6月にバーゼル銀行監督委員会が公表した原文では、その投資の売却や投資に対する権利の売却あるいは発行体の清算以外には投資金額が回収されないことと

されていた)

発行体側の債務を構成するものでないこと。

発行体に対する残余財産請求権又は利益配当請求権を付与するものであること

(2) Tier1 自己資本に算入できるものと同じ仕組みの商品は株式等エクスポージャーに含まれる。

(3) 発行体の債務を構成する金融商品であって、以下のいずれかの性質を有するものは、株式等エクスポージャーに該当する。

発行体が当該債務の支払を繰延べることができること

発行体による一定数の上記(1)又は(2)に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが要件とされていること又は発行体が一定数の上記(1)又は(2)に掲げる金融商品の発行により債務の支払に充当することができること

発行体による不特定数の上記(1)又は(2)に掲げる金融商品の発行により債務を支払うことが条件とされており、かつ、(他の条件が同じであれば)債務の変動が一定数の上記(1)又は(2)に掲げる金融商品の額に連動するものであること、又は発行体の裁量により当該支払方法を選択できること

その金融商品の保有者が上記(1)又は(2)に掲げる金融商品による弁済を要求する選択権を有すること。ただし、以下の場合を除く

- ・ その商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている場合
- ・ その商品を債務として扱うことが適当な場合

(4) 返済額が株式からの収益に連動する債務、株式の保有と同様の経済的効果をもたらす意図の下に組成された債務、有価証券、デリバティブその他一切の金融商品<sup>注1</sup>

(注1) 2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された原文では、負債商品及びその他の証券、パートナーシップ、デリバティブ、その他の株式持分の経済的実質を反映する目的で仕組まれた商品は、株式の保有として取り扱われることとしている。例えば、その収益が株式に連動する負債は、株式の保有として取り扱われる。逆に、株式投資であっても負債や証券化エクスポージャーの経済的実質を反映する目的で仕組まれた商品は、株式の保有としては取り扱われない。

転換社債(新株予約権付社債)は(3)の に該当するようにも思われるが、「その商品が債務と同様の性質を有するものとして取引されている」として、株式等エクスポージャーから除外される可能性もある。他社株転換可能債などについても、株式等エクスポージャーに含まれるか否かは、まだ固まっていない。

投資信託などは、株式に投資する場合は含まれる。

## 2. 標準的手法と内部格付手法の選択

銀行の保有株式等(株式等エクスポージャー)の場合は、信用リスクの算定方法に、標準的手法と内部格付手法の選択が認められている。

新規制では、融資等に内部格付手法を採用している銀行に対しては、保有株式等についても、原則として、内部格付手法の適用を求めている。

ただし、内部格付手法の適用開始後一定期間は保有株式に対し標準的手法を用いることを、金融庁に提出する内部格付手法実施計画で予め定めている場合は、当該一定期間中は標準的手法を用いることができる。

さらに、以下の場合も標準的手法の適用が認められる。

保有株式等の額の合計が Tier1 自己資本と Tier2 自己資本の合計の 10% 以内の場合。ただし、

株式ポートフォリオが 10 社以下の発行体の株式等で構成されている場合は、保有株式の額の合計が Tier1 自己資本と Tier2 自己資本の合計の 5% 以内の場合に限る。

標準的手法における発行企業への融資等のリスク・ウエイトが 0% の場合

その他、株式に限定していないが、告示素案では、信用リスク・アセットを算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分については、内部格付実施計画（又は基礎的内部格付手法採用行が先進的内部格付手法採用行として承認申請する際に提出する先進的手法実施計画）に記載があることを条件に、標準的手法を採用することができることとされている。ただし、以下の場合はこのような特例は認められない。

- ・標準的手法を用いる事業単位又は資産区分全体の信用リスク・アセット額がその内部格付手法採用行の信用リスク・アセット総額の 10% 超の場合
- ・標準的手法を用いる（株式が属する）一の事業単位又は資産区分（株式）の信用リスク・アセット額がその内部格付手法採用行（他の銀行や銀行持株会社の子銀行である場合は、親銀行又は銀行持株会社）の信用リスク・アセット総額の 2% を超える場合

### 3. 経過措置（内部格付手法を採用している銀行）

内部格付手法を採用している銀行であっても、2004 年 9 月末時点（厳密には 2004 年 6 月 28 日以後 9 月 30 日までの間で銀行が選択した基準日）で保有している既保有株式等（その後の追加取得分は除く）に対しては、2014 年 6 月末までは適用除外、即ち標準的手法の使用が認められている。

告示素案では、2004 年 9 月末時点で保有している銘柄について、2004 年 9 月末より後に追加取得し売却した場合は、後から購入した分を先に売却したものとして取り扱うことができることとしている。

この経過措置の対象となる株式等は、以下のものを指す。

- ・1 の株式等エクスポージャーの定義の(1)の要件を満たすもの
- ・信託受益権又は投資法人等の持分で、信託財産又は投資法人等に属する資産が 1 の(1)の要件を満たし、かつ、保有銀行が信託財産又は投資法人等に属する当該資産のうち継続して保有される銘柄及びその額を特定できる場合。経過措置の対象となる信託又は投資法人等は、2004 年 9 月末までに設定されている必要がある。2004 年 9 月末より後に、保有株式を信託や投資法人等に移した場合は、経過措置の対象にはならない。

告示素案では、2004 年 9 月末時点の既保有株式等の保有株式数が株式分割により増加した場合は、当該増加分も既保有株式等として取り扱うこととしている。これに対し、株式交換・移転や合併などで保有株式数が増加する場合の取扱いは示されていない（全銀協はこれらも追加するようコメントしている）。

親子銀行間又は子銀行間で保有主体が変更された場合（自己資本比率操作目的のものを除く）も経過措置の対象となりうる。

### 4. 株式等エクスポージャーの計算方法

わが国の銀行の場合、市場価格のある保有株式は、企業会計上、2001 年 9 月中間期から「その他有価証券」として時価評価することが義務付けられている。国際基準適用行の場合は、会計基準にしたがい、時価評価額が株式等エクスポージャーの金額になる。国内基準適用行の場合は、各銘柄ごとに、時価と帳簿価額の低い方の金額が株式等エクスポージャーの金額になる。

上記の株式等エクスポージャーの金額にリスク・ウエイトを乗じた額を、8 ページの図表 1 の算式

の分母の信用リスク・アセット額に算入する。

分子については、国際基準適用行の場合は、「その他有価証券」のネットの未実現益<sup>注2</sup>の45%をTier2自己資本に算入する。国内基準適用行は算入しない。ネットで未実現損<sup>注3</sup>の場合は、国際基準適用行も国内基準適用行も、税効果相当額を控除した額を、Tier1自己資本から控除する。

(注2)税効果相当額控除前の「その他有価証券」のネットの評価差額がプラスの場合の当該評価差額をいう。

(注3)税効果相当額控除前の「その他有価証券」のネットの評価差額がマイナスの場合の当該評価差額をいう。

## 5. 銀行保有株式のリスク・ウエイト

銀行の保有株式等のリスク・ウエイトの算出方法は次のとおりである。

- (1) 標準的手法
- (2) 内部格付手法
  - ・ マーケット・ベース方式
  - (a) 内部モデル手法
  - (b) 簡易手法
  - ・ PD/LGD方式

以下、それぞれについて解説する。

### (1) 標準的手法

標準的手法に関しては、新規制では変更されておらず、保有株式等の金額(上記4の金額)に原則100%のリスク・ウエイトを適用する。

2004年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された原文では、ベンチャー・キャピタルや非公開株式など、リスクの高い投資に対しては、各国当局の裁量で150%以上のリスク・ウエイトを適用できることとされていた。しかし、告示素案ではこのようなリスク・ウエイトは適用しないこととしている。

### (2) 内部格付手法

内部格付手法には、融資とは異なり信用リスクよりも価格変動リスクへの対応を重視するマーケット・ベース方式と、融資と同様の方法でリスク・ウエイトを算出するPD/LGD方式がある。前者のマーケット・ベース方式には、さらに内部モデル手法と簡易手法とがある。

銀行がマーケット・ベース方式とPD/LGD方式のいずれを、どのような場合に用いるかについては、告示素案では各株式等エクスポージャーのポートフォリオごとに、一貫して同じ方式を用いることとしている。

#### ・ マーケット・ベース方式

信用リスクのみならず、マーケット・リスクへの対応を念頭に置いた方式である。この方式は、トレーディング勘定を除く全ての保有株式に対して適用可能である。

マーケット・ベース方式には、(a)内部モデル手法と(b)簡易手法の2種類の方法がある。(a)、(b)いずれを用いるかは、ポートフォリオごとに選択できる。

マーケット・ベース方式を適用する場合、エクイティ・デリバティブその他の信用リスク削減手法による信用リスク削減効果を認識することができる。これは保有株式等の価格変動リスクのヘッジ目的で用いているデリバティブではなく、保有株式等の信用リスク削減手法としての要件を満たしたエクイティ・デリバティブを念頭に置いた規定であると思われる。

**(a)内部モデル手法**

保有期間を4半期とした場合の保有株式等の収益率とリスクフリー・レートの差について、信頼区間99%(片側)を前提に算出したVARに見合う自己資本の維持を義務付けている。VARの算出に際しては入手可能かつ有効な最も長期の、景気後退期を含む、サンプルデータが必要とされている。

マーケット・リスク規制では、VARによる最大損失額を所要自己資本とし、その12.5倍(8%の逆数)を分母に算入している。内部モデル方式も同様に、VARによる最大損失額の12.5倍を分母に算入することとしている。さらに、個々の保有株式等の信用リスク・アセットの額は、以下を下回らないこととされている<sup>注4</sup>。

- ・上場株式...株式等エクスポージャーの額×200%
- ・非上場株式...株式等エクスポージャーの額×300%

言い換えれば、リスク・ウエイトの下限が上場株式で200%、非上場株式で300%となる。この下限は、内部モデル手法を適用するポートフォリオ全体のレベルではなく、個々の株式等のレベルで適用される。

(注4)2004年6月にバーゼル銀行監督委員会が公表した原文では、(b)の簡易手法で算出した額に上場株式は200%、非上場株式は300%のリスク・ウエイトを乗じた金額以上であることを要求していた。簡易手法では、下記(b)で述べるように、残存期間1年以上の現金及びデリバティブの売りポジションを個別銘柄のヘッジとして用いる場合、その個別銘柄の保有ポジションとの相殺を認めている。したがって、原文では、この相殺後のポジションに200%、300%を乗じて下限を計算することを想定していたものと思われる。しかし、告示素案では、このような相殺は行わずに200%、300%のリスク・ウエイトを乗じた額を下限としている。

上述したとおり、エクイティ・デリバティブなどを信用リスク削減手法として用いた場合は、信用リスク削減効果を認識することができる。

マーケット・リスク規制では、価格変動リスク等のヘッジ手段としてデリバティブ等を用いた場合、ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動リスク等はVARの算出過程で相殺される。内部モデル手法も保有株式等とその価格変動リスクのヘッジとして用いているデリバティブ等について、VARの算出過程で、ヘッジ効果が織り込まれるべきものと思われる<sup>注5</sup>。しかし、告示素案では、残存期間1年超の現金及びデリバティブ等の売りポジションを保有株式等のヘッジとして用いる場合には、ヘッジ効果を認めず、ロング・ポジション(保有株式等)とみなして信用リスク・アセットを算出すると読める規定ぶりになっている((b)の注6参照)。

(注5)銀行等の保有株式等の価格変動リスクをデリバティブで個別銘柄ごとにヘッジした場合、分子においては、損益での相殺を通じて、ヘッジ効果が反映される。ここで問題にしているのは、分母のリスク・アセットの計算上もヘッジ効果が反映されるかという点である。

**(b)簡易手法**

保有株式を上場株式と非上場株式にわけ、保有額に以下のリスク・ウエイトを乗じた額を分母に算入する。リスク・ウエイトの具体的な水準は、以下のとおりである。

- 上場企業の株式 300%
- 非上場企業の株式 400%

現金及びデリバティブの売りポジションが、特定の保有株式等のヘッジとして明示的に仕組まれており、これらの残存期間が1年以上である場合は、同一の個別銘柄の保有ポジションと相殺できることとされている(即ち、当該ヘッジは個別銘柄ごとによる)。それ以外の売りポジションは、ロング・ポジション(保有株式等)と同様に取り扱われる<sup>注6</sup>。

(注6)告示素案では、内部モデル方式やPD/LGD方式の場合、残存期間が1年以上か否かにかかわらず、当該ヘッジ売りポジションは、ロング・ポジション(保有株式等)とみなして信用リスク・アセットを算出すると読める規定ぶりになっている。即ち、ヘッジすることによりかえって分母の信用リスク・アセットの金額が増加してしまうこ

となる。簡易手法でヘッジ効果を認めながら、内部モデル手法でこれを認めない点に合理的な理由があるとは思われず、この点について規定ぶりが改められることが期待される。なお、PD/LGD方式については、の(注7)を参照。

### ・ P D / L G D方式

債務者に対して内部格付を付与し、内部格付区分ごとのデフォルト確率(PD)、債務者のデフォルト時損失率(LGD)などを考慮してリスク・ウエイトを算出する。信用リスクは期待損失と非期待損失からなるが、リスク・ウエイトは非期待損失に対応する。これを株式等エクスポージャーの額にかける一方、期待損失部分は、Tier1、Tier2から半分ずつ控除する。

新規制では、PD/LGD方式の適用対象となる保有株式等の範囲を限定していない。ただし、リスク・ウエイトの下限に次のような差を設けている。

売却によるキャピタル・ゲイン獲得を本来の目的としていない株式

…100%を最低限のリスク・ウエイトとする。より正確に言えば、個々の株式等エクスポージャーにPD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトを乗じた額と、個々の株式等エクスポージャーの期待損失額を12.5倍(最低所要自己資本比率8%の逆数)した数値との合計が、当該株式等エクスポージャーに100%をかけた金額を下回らない。

それ以外の株式<sup>注7</sup>

…上場株式は200%、非上場株式は300%を最低限のリスク・ウエイトとする。より正確に言えば、個々の株式等エクスポージャーにPD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトを乗じた額と、個々の株式等エクスポージャーの期待損失額を12.5倍(最低所要自己資本比率8%の逆数)した数値との合計が、当該株式等エクスポージャーに200%(上場株式の場合)又は300%(非上場株式の場合)をかけた金額を下回らない。

(注7)2004年6月に公表された原文では、の「それ以外の株式」にの(b)の簡易手法で説明したネットの売りポジションを含むこととされている。即ち、の(b)の簡易手法で説明したヘッジの効果を認めていると推察される。しかし、告示素案ではこのようなヘッジ効果は認めず、現金及びデリバティブの売りポジションは、ロング・ポジション(保有株式等)とみなして信用リスク・アセットを算出すると読める規定ぶりになっている。

の売却によるキャピタル・ゲイン獲得を本来の目的としていない株式とは、上場・非上場の株式別に次の(ア)、(イ)のものを指す。わが国の銀行の政策保有株式などが該当するものと解されている模様である。わが国の場合、政策保有株式のクロス取引は、会計上、売買と認められないため、既に行われなくなってきたが、クロスに該当しなくても、益出しを行った場合は、上記の株式として取り扱われないことになる。

(ア)上場企業の株式：長期的な顧客取引の一部をなしており、短期的な売買により譲渡益を取得することが期待されておらず、長期的にトレンド以上の譲渡益を取得することが予定されていないものを対象とする。銀行が発行体と融資ないしは一般的な銀行取引の関係にあり、デフォルト率の推計値が容易に入手できる場合がほとんどと期待されている。原文では、最低5年超の長期にわたり保有することが期待されている。

(イ)非上場株式：当該株式投資に対する回収が譲渡益ではなく定期的なキャッシュ・フローに基いており、トレンド以上の譲渡益又は利益を得ることを予定していないものを対象とする。

デフォルトとは、以下のいずれかの状況を指す。

(a)その債務者向けの債権等を要管理先以下の債権に分類する事由が生じること。具体的には、以下のいずれかに該当すること

- ・破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥る又はこれらに準ずる事由
- ・債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い状態

- ・当該債務者向けの債権の元金又は利息の支払が約定支払日の翌日を起算日として3月以上延滞している状態及貸出条件緩和債権に該当する状態
- (b) その債務者向けの債権等について、重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
- (c) その債務者向けの当座貸越について、3月以上限度額を超過すること

保有株式等の金額に乗じるリスク・ウエイトは、その企業への融資とほぼ同様の方法で算出する。ただし、融資の場合とは以下の点が異なる。

リスク・ウエイトは100%～1250%(国内基準適用行は2500%)とする。

リスク・ウエイトの下限は100%とする(PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を12.5倍した金額を合計した額が100%を下回る場合は100%)

デフォルト時損失率(LGD)は90%で計算する。

融資の場合、基礎的な手法では満期を2.5年として計算しているが、保有株式の場合は満期を5年とする。

保有株式等の発行会社に融資等を行っておらず、その会社のデフォルトに関する十分な情報を有していないが、PD/LGD方式を用いるための最低要件を満たしている場合は、自行で推計したPDを用いることができる。ただしこの場合、算出したリスク・ウエイトをさらに1.5倍にする。

ただし、リスク・ウエイトの上限はあくまで1250%(国内基準適用行は2500%)である(PD/LGD方式で計算したリスク・ウエイトに期待損失を12.5倍した金額を合計した額が1250%を超過する場合は1250%)。あるいは、1250%のリスク・ウエイトに乗じるかわりに、対象となる株式等の保有額を自己資本から控除する。

保有株式等の発行会社に融資等を行っておらず、その会社のデフォルトに関する十分な情報を有しておらず、PD/LGD方式を用いるための最低要件も満たしていない場合は、マーケット・ベース方式の簡易手法を適用しなくてはならない。

2004年6月に公表された原文では、PD/LGD方式が用いられている株式等をヘッジした場合は、ヘッジ取引の相手方のリスク・ウエイト(LGDは90%、満期5年で計算する)を用いることとされている。PD/LGD方式はマーケット・ベース方式と異なり、保有株式等を融資とみなす手法であることを考えると、ここでいうヘッジとは、保有株式等の価格変動リスクではなく、あくまで信用リスクのヘッジを念頭に置いているものと思われる。原文ではヘッジ手段について特に制約を設けていないが、告示素案では、信用リスクのヘッジ手段として認められるのは、保証やクレジット・デリバティブなどに限られ、エクイティ・デリバティブを信用リスクのヘッジ手段としては認めないよう読み取れる。

## 6. 投資信託等のリスク・ウエイト

投資信託等のファンドについては、内部格付手法では、次のように取り扱うこととしている。

投資信託等のファンド内の個々の資産<sup>注8</sup>の額が明らかな場合は、個々の資産のリスク・アセットの合計額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることができる。

投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではないが、ファンド内に株式等が含まれており、かつ、ファンド内の資産の合計額の過半数を株式等が占める場合は、ファンドの額に株式等に対応するリスク・ウエイトを乗じた額を当該投資信託等の信用リスク・アセットの額とすることができる。

投資信託等のファンド内の個々の資産の額が明らかではないが、資産の運用基準が明らかな場合は、資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセットの額が大きくなる資産構成を想定して算出することができる(リスク・ウエイト等の高い資産から順に、運用基準で許容された上限まで投資していると仮定して、信用リスク・アセット額を算出する)。

資産の運用基準も明らかでない場合は、400%のリスク・ウエイトを適用する。

(注8)内部格付手法のうち、PD/LGD方式の場合は、発行体ごとにリスク・ウエイトが異なるので、銘柄ごとに考えることになると思われる。

上記の取扱いについて、詳細は明らかにされていない。全銀協では、例えば、以下の論点について意見交換の場を設けるよう要望している。

- マーケット・ベース方式の内部モデル手法を適用できるか
- 株式以外の資産が大半を占めるファンドに対し、大半を占める資産のリスク・ウエイトをファンド全体に適用できるか
- ファンド内の資産の一部について内容が不明な場合の取扱い
- ファンドの構成にデリバティブによるヘッジがある場合の取扱い

投資信託等のファンドについては、標準的手法でどのように取り扱うかは、告示素案では示されていない。現行の取扱いに従えば、ファンド内の個々の資産構成に従い標準的手法によるリスク・ウエイトを適用し、構成財産の内容が明確に把握できない場合は、100%のリスク・ウエイトを適用することになる。

## 図表1 新自己資本比率規制の概要

### 第一の柱 所要最低自己資本比率

#### 1. 国際基準適用行

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (= Tier1 + Tier2 + Tier3 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + (マーケット・リスク + オペレーショナル・リスク) \times 12.5}} \quad 8\%$$

融資・債券等	標準的手法 内部格付手法(基礎的・先進的)	基礎的指標手法(全体の粗利×15%) 標準的手法(ビジネスライン別粗利×12、15、18%) 先進的計測手法
株式	標準的手法(リスク・ウエイト100%) 内部格付手法 2 ・融資と同様の手法(同100～1250% 3) ・市場ベース方式(同200%以上)	

- 1 8%の逆数
- 2 2004年9月末時点保有分は  
2014年6月末までは100%
- 3 国内基準適用行の上限は2500%

#### 2. 国内基準適用行(マーケットリスクを算入しない場合)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本 (= Tier1 + Tier2 - 控除項目)}}{\text{信用リスク + オペレーショナル・リスク \times 12.5}} \quad 4\%$$

### 第二の柱 銀行自身が経営上必要な自己資本額を検討(資本戦略の決定と当局の検証)

- ・詳細は検討中

### 第三の柱 開示の充実を通じた市場規律の導入

- ・自己資本比率とその内訳
- ・各リスクのリスク量と計算方法など
- ・内部格付適用行等は、半期・四半期も開示義務



図表2 「新規制」における銀行の保有株式の取扱い

現行規制	「新規制」	
融資同様 100%のリスク・ウェイトを適用(資産保有額が100の場合は、8以上の自己資本を要求)	銀行が標準的手法を選択する場合	現行規制と同様に100%のリスク・ウェイトを適用
自己資本 $\frac{\text{資産残高} \times \text{リスク・ウェイト}}{8\%}$	銀行が内部格付手法を選択する場合 <sup>注1)注2)</sup>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>既保有株式(2004年9月30日取得分まで) 2014年6月末までは標準的手法の適用可能</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>新規取得株式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p><b>マーケット・ベース方式<sup>注3)</sup></b>            内部モデル方式(VAR)<sup>注4)</sup>            簡便方式(300%、400%)<sup>注5)</sup>            現行規制に比べかなりの負担増となる見込み</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>PD/LGD方式<sup>注6)</sup></b>            リスク・ウェイトは信用力に応じて決定(融資を行っていない場合等は1.5倍)             リスク・ウェイトの下限            政策投資株式等<sup>注7)</sup>は100%            以外の上場株式は200%            非上場株式は300%             リスク・ウェイトの上限は1250%<sup>注8)</sup></p> </div> </div>

開示を通じた市場規律の充実

- (注1)融資等について内部格付手法を採用している銀行(内部格付手法採用行)は、保有株式についても、内部格付手法によることになる。
- (注2)ただし、内部格付手法採用行も、全体の中で比重の小さいポートフォリオについては標準的手法の適用が認められる。株式ポートフォリオについては自己資本(Tier1+Tier2)の10%内に納まる場合には標準的手法の適用可。ベンチャー企業への出資等、法令上のプログラムに基づく投資についても、自己資本(Tier1+Tier2)の10%内で標準的手法の適用を認める。
- (注3)株価変動リスクを把握する方式
- (注4)内部モデルで算出したVAR(保有期間四半期、信頼区間99%(片側))に見合う自己資本の保有を要求。リスク・ウェイトに置き直すと、公開企業は200%以上、非公開企業は300%以上のリスク・ウェイト。
- (注5)上場株式の場合は300%、非上場株式の場合は400%のリスク・ウェイトによる。
- (注6)融資とほぼ同じ公式でリスク・ウェイトを算定する方式
- (注7)長期的な顧客関係の一般として投資されている上場株式でキャピタル・ゲインを期待されていないもの、および非上場株式でキャピタル・ゲインが期待されていないものをいう。
- (注8)国内基準適用行は2500%

**図表3 内部格付手法のもとでの銀行保有株式の取扱い**

	価格変動リスクを把握する方式 (マーケット・ベース方式)	信用リスクを把握する方式 (PD/LGD方式)
計算方法	<p>以下の二つのうちから銀行が選択(併用も可能)</p> <p>(a)内部モデル方式：保有期間四半期、信頼区間99%(片側)のVARに見合う自己資本の保有を求める。</p> <p>(b)簡易方式：上場株式については300%、非上場株式については400%のリスク・ウェイトを適用する。</p>	<p>発行体のデフォルト率を融資の内部格付と同様の方法で推計。 デフォルト時損失率としては90%を想定。 融資と同様のリスク・ウェイト関数を適用する。</p>
適用条件	<p>全ての株式に適用可</p>	<p>全ての株式に適用可</p> <p>ただし、リスク・ウェイトの下限が保有目的で異なる。</p> <p>以下の株式は100%が下限</p> <p>上場株式で、長期的な顧客関係の一環として投資されており、短期にキャピタル・ゲインを実現することが期待されておらず、長期的にもトレンドを上回るキャピタル・ゲインが予期されていないもの。銀行が発行体と融資ないし一般的な銀行取引の関係にあり、デフォルト率の推計値が容易に入手できる場合が殆どと期待される。一般的には銀行は長期(最低5年)にわたり当該株式を保有するものと期待される。</p> <p>非上場株式で、投資収益が、キャピタル・ゲインに基づかない規則的かつ定期的なキャッシュ・フローに基づくもの。トレンドを上回る将来のキャピタル・ゲインが期待されておらず、含み益の実現も予定されていないもの。</p> <p>以外の株式 上場株式は200%が下限 非上場株式は300%が下限</p>